

藤野地区防災計画



(緑のラブレター)

藤野地区防災計画【本編】 もくじ

1 藤野地区防災計画のねらい	1ページ
2 用語の説明	3ページ
3 藤野地区における災害 ~ 藤野地区ではどんな災害の危険があるの? ~	6ページ
地震	
土砂災害	
大雪	
4 災害時にどう動くか!	9ページ
地震編	9ページ
・ 藤野地区での役割分担 (地震災害時)	
・ 安否確認・避難支援の方法	
土砂災害編	13ページ
・ 藤野地区での役割分担 (風水害時)	
・ 気象情報の入手方法	
・ 自治会館・集会所 (風水害時避難場所) の開設方法	
大雪編	17ページ
5 日頃からの災害への備え ~ 災害による被害をなくすためには ~	18ページ
(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	18ページ
(2) 自分たちのまちを自分たちで守る「共助」の取組み	19ページ
(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施	21ページ
(4) 継続的に藤野地区の防災力を向上させる取組み	24ページ

1 藤野地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、地域で発生する災害や災害に備えて日頃からやっておくべきことなどを知っておくことが重要です。

この計画では、

「藤野地区から災害による犠牲者を出さない」

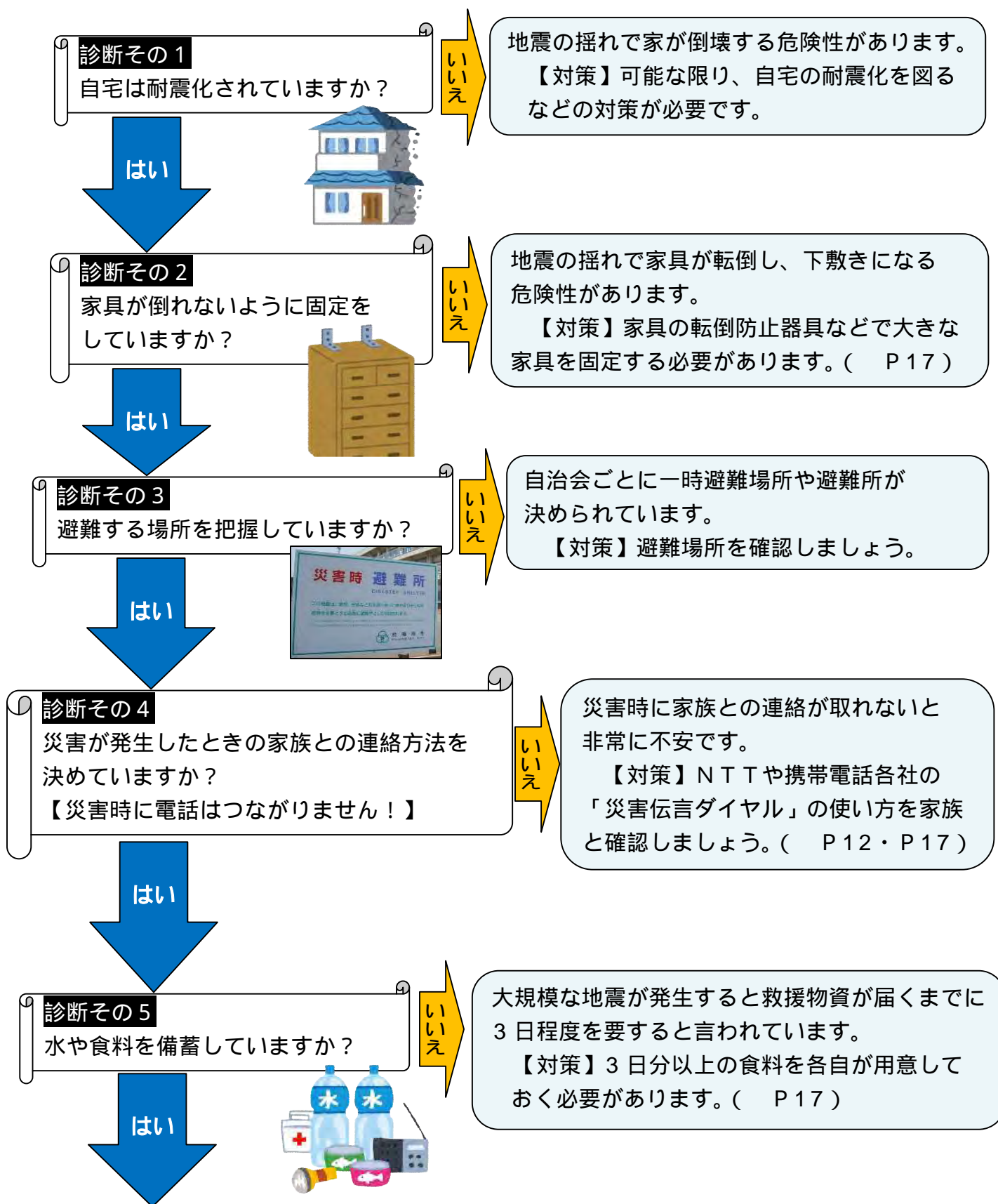
ための対策を検討し、まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断を試みましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

~まずは、わが家の状況をチェックしよう~



あなたの診断結果は「良好」です! 災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを藤野地区の皆さんにも伝えましょう!
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう!

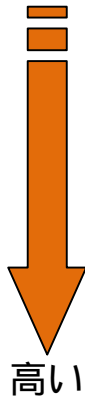
2 用語の説明

自助・共助・公助

種 別	意 味
自 助	自らの身は自らで守ること。 あなたが助かれば、周りの人を助けることができます。
共 助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織での活動などを言います。
公 助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

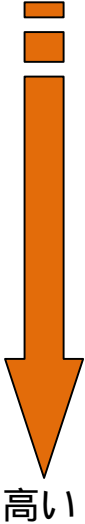
自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、地域社会の中で防災という共通の目的を持って結成されているものです。単一又は複数の自治会で構成されています。

大雨に関する情報


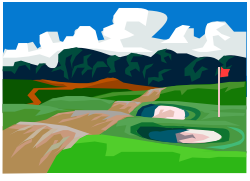

気象情報	内 容	災害の危険度
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	 高い
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに気象庁と神奈川県が共同で発表する情報です。 藤野地区は「相模原市西部」として発表されます。	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	
記録的短時間大雨情報	台風などで局地的に激しい雨を観測したときに気象庁が発表する情報です。	

土砂災害に関する用語



用語	意 味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域で神奈川県が指定します。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で神奈川県が指定します。

避難に関する情報		
発令の種類	情報の内容	緊急度
避難準備情報	<p>発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。</p> <p>それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。</p>	
避難勧告	<p>避難対象地域の方は、あらかじめ決めておいた避難場所への避難行動を開始してください。</p>	
避難指示	<p>非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。</p>	



施設の名称
【地震のとき】

名称	内 容	避難の流れ
いっとき 一時避難場所	<p>地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自治会が指定)</p>	
広域避難場所	<p>地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。</p>	
避難所	<p>災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。</p>	

【風水害のとき】

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	<p>大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。</p>	
避難所	<p>災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。</p>	

【その他の施設】

名称	内 容	使用する災害
救護所	<p>医師、看護師などが待機して応急手当など簡易的な処置をする場所です。</p>	
福祉避難所	<p>避難所での生活に特別な配慮を必要とする人（高齢者、障害者など）を一時的に受け入れる施設です。（発災3日後を目途に運営体制が整った施設から順次、開設します。）</p>	

3 藤野地区における災害 ~ 藤野地区ではどんな災害の危険があるの? ~

~ 地震 ~



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、藤野地区で想定される被害（市の調査結果）は次のとおりです。

藤野地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。

犠牲者が **11名**となることが想定されています。

全壊する家が **170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	家の被害		人口 (夜間)	死者	重症者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
藤野	2,823	92	427	7,167	6	7	66	516
藤野北	869	10	107	2,646	1	1	14	107
藤野南	1,249	68	281	3,350	4	5	40	205
合計	4,938	170	815	13,163	11	13	120	828

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。不安定な置物が倒れる。
震度5弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度5強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	はわないと移動できない。 固定していない家具のほとんどが倒れる。
震度7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

～ 土砂災害 ～



- ・日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

藤野地区では、**多くの地域が土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれがある区域)**となっています。

大雨が降ると、**道路が通行止め**になる路線があります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能なため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と災害が起こる前ぶれ】

土砂災害の種類	内容	災害が起こる前ぶれ
がけ崩れ	急な斜面が突然崩れる。	がけから水がわき出る。 湧き水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 がけにひび割れができる。 地鳴りがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。 強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。 腐った土のにおいがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。 一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけから水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

異常に気づいたら、消防署や現地対策班又は連合自主防災組織に連絡します。

～ 大雪 ～



- ・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署の藤野分署で 1 メートルの積雪を観測しました。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【大雪の対策】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
家の出口をこまめに除雪する。
屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
地域で協力して消火栓回りの除雪をする。
除雪作業は 1 人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

【平成 26 年 2 月の大雪】



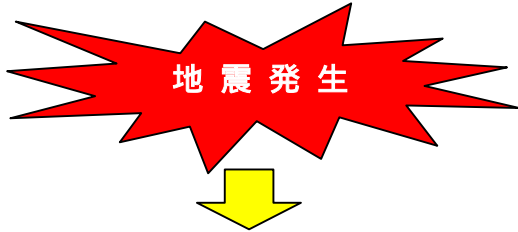
緑区佐野川地内（登里地区）



緑区牧野地内（菅井地区）

4 災害時にどう動くか！

～ 地震編 ～



- ・ 棚から物が落ちてきます。
- ・ 停電することがあります。
- ・ 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

■ まずは、机の下などで落下物から身を守ります。

↓ 揺れがおさまったら・・・

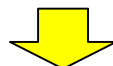
- 火の始末をします。(ガスの元栓を閉める、ブレーカーをおとす)
- 出口を確保します。
- 非常持ち出し袋などを携行します。



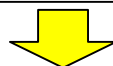
- 一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。
- ・ 火災が発生していませんか？
- ・ 倒壊した建物はありますか？
- ・ 近隣に避難に時間がかかる方はいませんか？



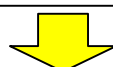
- 家族や近隣の皆さんの安否を確認します。
- 安否が不明の方がいるときは、自宅等を確認します。



- (火災が発生しているときは) 119番通報し、初期消火をします。
- 火災が延焼し、地域での消火が困難なときには、広域避難場所などへ避難します。



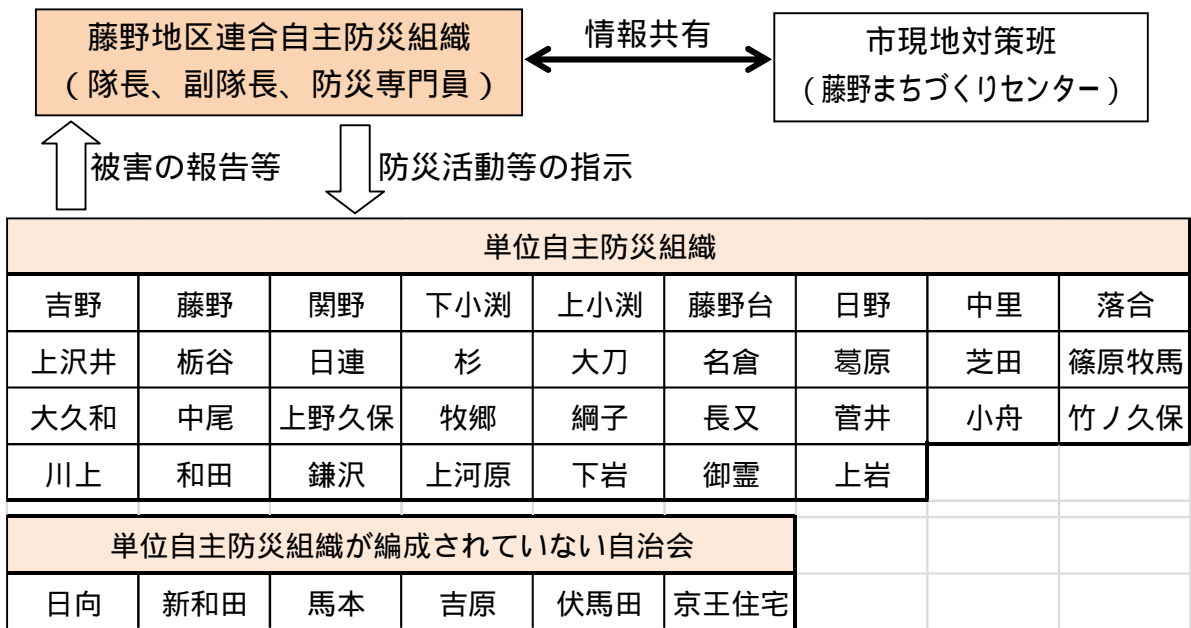
- (家に閉じ込められた人やけがした人がいるときは)
- 可能な限り、地域の皆さんで救出・救護します。
- 救出・救護が困難なときは、119番通報します。



- (家が倒壊するなど自宅での生活が困難なときは) 避難所に向かいます。
- 避難所の運営は避難所運営協議会が行うので、その活動に協力します。

藤野地区での役割分担（地震災害時）

災害時の連絡体制を確認！



連合自主防災組織の活動を確認！

【非常時の活動】 市内で震度5弱以上の地震を観測したときに活動します。

役 職	活 動 内 容
隊長（1名）	連合自主防災組織（本部）の設置（藤野総合事務所内） 単位自主防災組織からの情報収集 市現地対策班との情報共有 防災活動における単位自主防災組織への指示 単位自主防災組織間の連絡調整
副隊長（2名）	
防災専門員（2名）	

単位自主防災組織の活動を確認！

【非常時の活動】

班 名	活 動 内 容
避難誘導班	安全な経路を判断し避難誘導を行う。 逃げ遅れた人がいないか確認する。
給食・給水班	炊き出しや給水を行う。 救援物資を配布する。
救出・救護班	倒壊した建物から人を救出する。 病院や救護所へ連れて行く。
初期消火班	初期消火を行う。
情報連絡班	被害状況を連合自主防災組織や市の現地対策班へ連絡する。 人の生命に関わることは消防署へ連絡する。 集会所などへの自主避難者の状況を連絡する。
災害時要援護者支援班	避難に際して介助が必要な方などを支援する。 災害時要援護者の安否確認を行う。

安否確認・避難支援の方法

【安否確認の必要性】

大規模な地震が発生すると、年齢や性別などに関わらず、誰でも支援が必要となる可能性があります。そのため、日頃からつながりのある隣近所において、速やかに安否を確認し、支援が必要な方を把握することが大切です。また、災害時には電話が不通になる可能性がありますので、その際の安否確認の方法も決めておく必要があります。

災害時の活動

隣近所で安否確認を行います。

(組単位、自治会単位など安否を把握しやすい単位で実施します。)

避難支援が必要な方がいれば、隣近所で協力して支援を行います。

(無理はせず、自分の安全を確保することが原則です。)

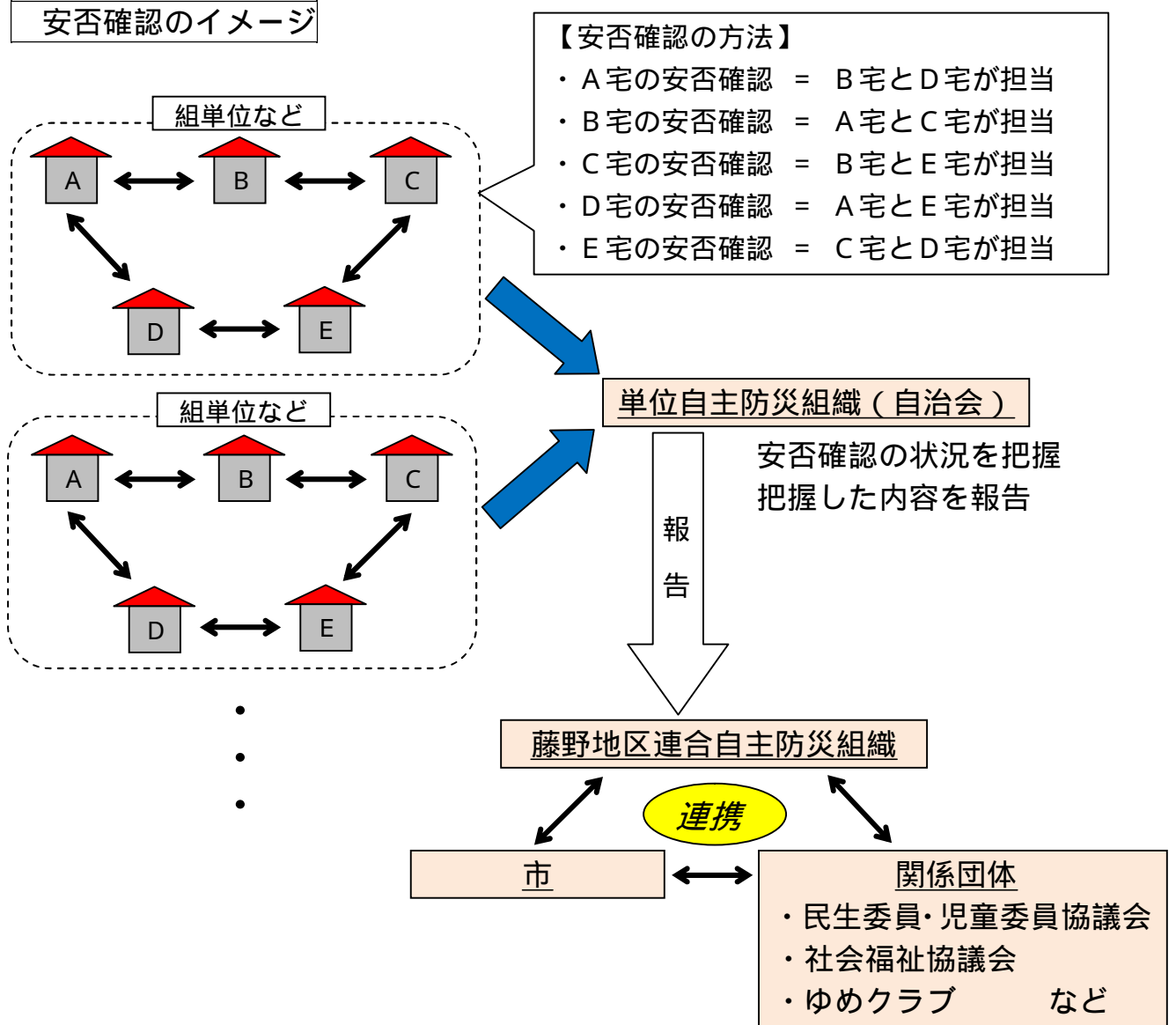
自治会単位などで安否確認の状況を把握します。

(マップなどがあるとより効率的に把握ができます。)

把握した状況は民生委員・児童委員などと情報共有します。

災害発生後3日間を目途に安否確認を実施します。

安否確認のイメージ



電話を使用した安否確認

家族と離ればなれになった時には、NTTや携帯電話各社の「災害伝言ダイヤル」を使用して安否の確認をします。

固定電話がNTTの場合



携帯電話各社の場合

ホームページなどから伝言ダイヤルの使用方法を確認し、自分の安否を登録するとともに、家族などの安否を確認します。

～ 土砂災害編 ～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



■ 気象情報に注意します。

P 15 へ

こまめに気象情報を確認し、雨が降り始める時間等を把握します。



■ 大雨注意報が発表された。

事前に避難する場所（安全な親戚・知人宅、自治会館等）を確認します。
土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
非常持ち出し品などを確認します。



■ 大雨警報が発表された。

がけに近づくのは避けましょう。
雨の状況で、恐怖や危険を感じた場合には、自主的に避難をします。
（安全な親戚や知人宅、危険区域外の自治会館又は藤野中央公民館）

【避難準備情報が発令された場合は・・・】

高齢者など避難に時間がかかる人は、早めに風水害時避難場所に避難します。それ以外の方は、避難の準備をします。



■ 土砂災害警戒情報が発表された。

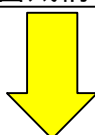
P 16 へ

・ 避難勧告が発令された。

（土砂災害警戒区域内の人は）風水害時避難場所へ避難を開始します。
近隣に高齢者等がいる場合は、避難の手助けをします。
（避難することがかえって危険な場合は）がけから離れた 2 階以上の部屋で安全を確保します。



■ 土砂災害警戒情報と避難勧告が解除されるまで避難先で安全を確保します。



土砂災害が発生

■ 土砂災害警戒情報と避難勧告が解除された。

自宅に戻ります。（自宅が被災したときは避難所に向かいます。）
避難所の運営は避難所運営協議会が行います。

藤野地区での役割分担（風水害時）

＜＜＜ 連合自主防災組織の活動を知りましょう！ ＞＞＞

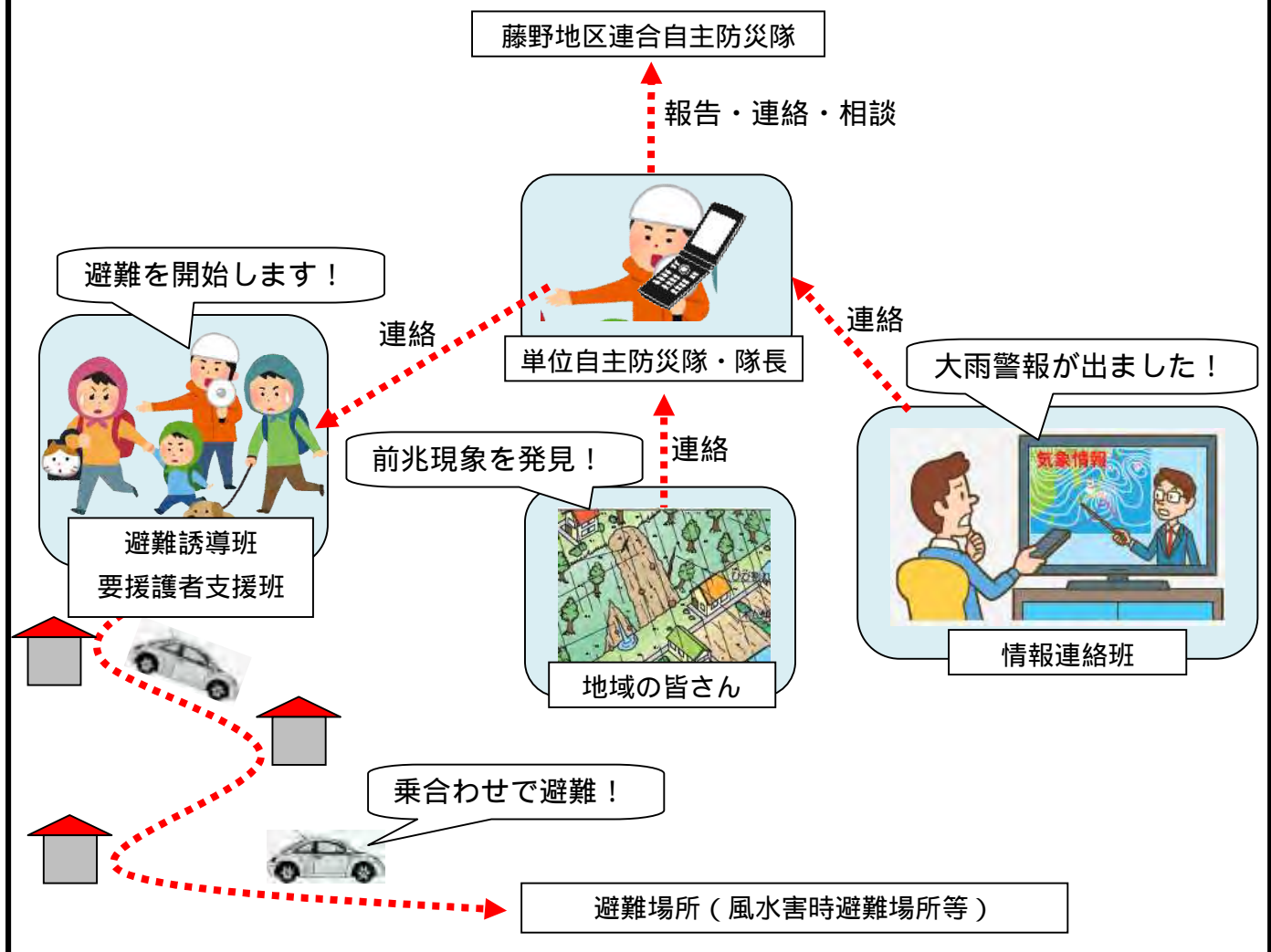
連合自主防災組織は、藤野地区に避難勧告が発令されたときなどに市現地対策班の連絡により召集されます。（活動内容は地震災害時と同様）

＜＜＜ 単位自主防災組織の活動を知りましょう！ ＞＞＞

【非常時の活動】

班 名	内 容
隊長・副隊長 防災部長	地域の防災活動全般を把握する。 藤野地区連合自主防災組織との連絡を行う。 自治会館・集会所を開設する。
情報連絡班	気象情報を把握し、隊長などに連絡する。 雨量などを測定し、隊長などに連絡する。
避難誘導班	避難の開始を住民に周知する。 避難場所までの誘導を行う。
災害時要援護者支援班	避難に際して介助が必要な方などの避難を手助けする。
地域の皆さん	災害の前ぶれを発見したら、隊長などに連絡する。

【単位自主防災組織の活動イメージ】



気象情報の入手方法


テレビで確認する場合

- ・NHKなどの気象情報を確認します。
- ・テレビ神奈川では、ひばり放送の内容をデータ放送でお知らせしています。

テレビのリモコンに「d(データ)」ボタンがある地デジ対応のテレビまたはチューナーであれば、ひばり放送の内容を確認できます(データ放送は無料です)。

1. tvk(3チャンネル)の画面からリモコンのdボタンを押します。
2. データ放送を表示させ、マイタウン情報を選択します。
3. 相模原市の専用ページを表示させ、防災ひばり放送を選択します。
4. 防災ひばり放送のページを表示させ、確認したい件名を選択します。
(過去の履歴を確認する場合は、リモコンの赤いボタンを押します。)

※ 配信日当日中は、リモコンの **d ボタン** を押すと4のページを表示します。



パソコンで確認する場合

- ・気象庁ホームページを確認します
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・相模原市ホームページの「相模原市気象情報」を確認します。
http://www.micosfit.jp/sagamihara_city/
- ・神奈川県「土砂災害情報ポータル」を確認します。
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

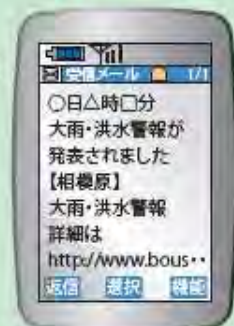
携帯電話で確認する場合

- ・さがみはらメールマガジン(防災)に登録し、気象情報を入手しましょう。

情報の内容

- 防災情報**
- 気象警報・注意報 (相模原市域に発表された場合に自動配信)
 - 竜巻注意情報 (神奈川県域に発表された場合に自動配信)
 - 地震情報 (相模原市域等で地震が発生した場合に自動配信)
 - 河川水位情報 (水位が基準値を超えた場合に自動配信)
 - 雨量情報 (雨量が基準値を超えた場合に自動配信)
 - 天気予報 (相模原市域の天気予報を自動配信)
 - 重要なお知らせ (避難勧告等を配信)
 - ひばり情報 (ひばり放送でお知らせした内容を配信)

受信事例



登録方法

- ① 受付アドレス entry-sagamihara@bousai-mail.jp に空メールを送信します。(件名・本文に何も入力しない)
- ② 自動的に登録用のメールが返信されます。
- ③ 返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページで希望する防災情報の種類、配信地域などを設定すると登録完了です。



※迷惑メール防止設定をされている場合は、市からの配信アドレス sagamihara@bousai-mail.jp を設定から解除してください。
 ※携帯電話で、左のQRコードを読み取れば、空メールアドレス entry-sagamihara@bousai-mail.jp を認識するのでご利用ください。

自治会館・集会所（風水害時避難場所）の開設方法

土砂災害から身を守るためには、早めの避難が重要です。

避難は、市が開設する公共施設のみではなく、親戚・知人宅をはじめ、自治会館・集会所なども活用するとより効果的です。

自治会館・集会所が避難する場所として適切かどうかを事前に確認しましょう。

【藤野地区の状況】

藤野地区では4つの避難所（藤野小学校、藤野中学校、藤野南小学校、やませみ・沢井体育館）が土砂災害のおそれのある区域となっている。

大雨のときの避難場所については、公民館などが指定されているが、身近な自治会館・集会所についても活用していく必要がある。

【開設する自治会館・集会所の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

（土砂災害警戒区域などの危険区域内の施設は、使用しない。）

自治会により施設の開設が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

【自治会館・集会所を開設するとき】

市が避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告・指示）を発令したとき
土砂災害警戒情報が発表されたとき

地域の方から避難したい旨の連絡を受けたとき

その他、避難場所の開設が必要と自主防災組織の隊長等が判断したとき
避難勧告等の説明は、P 4「避難に関する情報」を参照

【自治会館開設のイメージ】

手順	気象の状況	活動のイメージ	自主防災組織の活動
1	大雨注意報発表	気象情報に注意する	
2	大雨警報発表	無線機の電源を入れる （情報連絡体制を確立）	
3	土砂災害警戒情報発表	自治会館を開設（避難者受入） 開設した旨を市現地対策 班に電話連絡	
4	避難準備情報 避難勧告 避難指示	発令 随時、避難者の状況を連絡	



左の欄に記載した活動のイメージを参考に
各自主防災組織での活動を記入しましょう。

～ 大雪編 ～

天気予報などで雪が降る予報が出ている。



こまめに気象情報を確認します。

- ・ 除雪に必要なスコップなどの機材を用意します。
- ・ 孤立するおそれのある地域では、食料や薬等の備蓄状況を確認します。



注意報や警報などが発表されたら・・・。

- ・ **大雪注意報** ...数センチ程度の雪が積もる可能性があります。
外の様子に注意し、玄関前はこまめに除雪します。
- ・ **大雪警報** ...数十センチ程度の雪が積もる可能性があります。
車での外出は避けましょう。
近隣の方々と協力して生活道路の除雪の準備をします。



近隣の皆さんと協力して除雪を行います。

- ・ 生活道路を中心に協力して除雪作業を行います。

【参考】市が行う除雪対策（市は優先順位を付けて除雪を行います）

国道・県道及び幹線市道などを除雪（緊急輸送道路の確保）

主要な施設（病院、駅等）へのアクセス道路を除雪

道路交通ネットワークを補完する道路・坂道などがある道路の除雪

その他の道路を除雪



被害のおそれがあるときは・・・。

- ・ **孤立するおそれがある** ...備蓄品を確認します。
市まちづくりセンターや自主防災組織の隊長などに連絡し、状況を伝えましょう。
- ・ **なだれ注意報が発表された** ...急な斜面でなだれが発生する可能性があります。
急な斜面の近くにお住まいの方は、避難しましょう。

5 日頃からの災害への備え ～災害による被害をなくすためには～

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

ステップ 家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

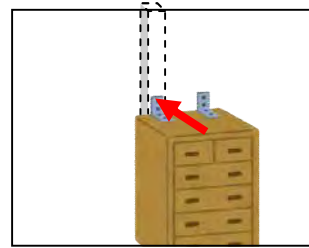
- 災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）
- 家族との連絡の方法や集合場所
- 避難場所や避難経路の確認
- 備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など）
- 地域での協力（隣人の安否確認など）

ステップ 家具の転倒防止対策を行いましょ！

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



～地域で取り組むとより効果的に！～

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

ステップ 非常持出し品を準備しましょう！

次の一覧表を参考に非常持出し品を準備します。

非常持出し品 (例)	笛や携帯ブザー ライター・マッチ 懐中電灯・ラジオ・乾電池・軍手 毛布（アルミシートでも可） 現金・貴重品、免許証・保険証 常備薬・お薬手帳・緊急連絡カード 生理用品 など
---------------	--



～地域で取り組むとより効果的に！～

防災訓練時などに各自の非常持出し品を確認し合う。

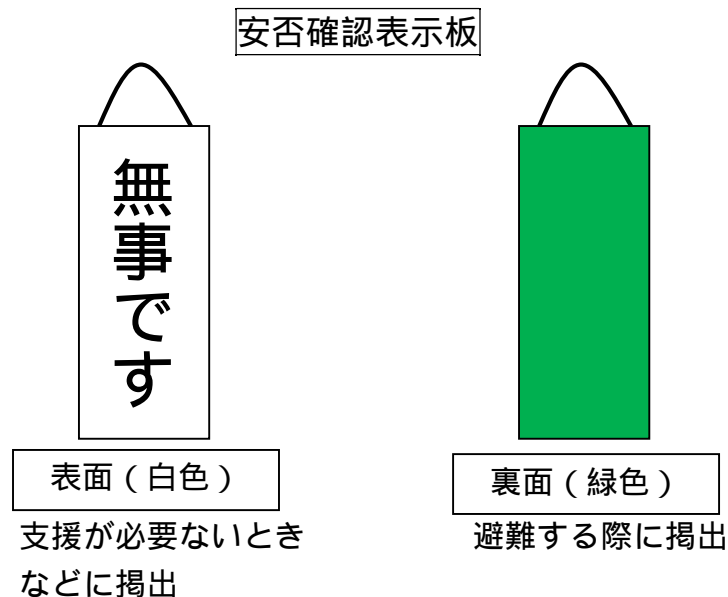
(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み**ステップ 安否確認の仕組みづくり**

災害時には、通信の途絶等により家族との連絡が困難になりますので、日頃から地域において住民の安否を確認する仕組みを作っておくことがとても重要です。

安否確認表示板の作成

災害時の安否確認をより効率的に実施するため、各世帯の避難状況などを一目で確認できる「安否確認表示板」を作成する。

安否確認表示板は、藤野地区の自治会全体の取組みとして実施します。

**Good!****藤野地区ではこんな取組みをしている自主防災組織があります！****【吉野地区自主防災組織の取組み】**

吉野地区自主防災組織では、災害時の安否確認を円滑に行うため、各自治会員を対象に世帯数などの把握を行うための名簿をあらかじめ作成しています。また、名簿は鍵のかかる金庫に保管し、有事の際には役員などがこの名簿を活用して安否確認を行うこととしています。

(実際の様式)

吉野自治会連合会 構成員名簿 (上宿自治会)		平成 年 月 日
フリガナ 氏名	住所	
	緑区吉野	

ステップ 防災マップの作成

災害時に安全な避難経路を選んだり、効率的に住民の安否確認を行うためには、事前に地域の危険箇所や避難する場所などを把握しておくことが必要です。

そのため、自主防災組織や自治会単位ごとに、地域の様々な情報を記載した「防災マップ」を作成しましょう。

【マップに記載する主な情報】

災害時に危険となる箇所（過去に災害が発生した場所）

避難する場所

避難する経路（複数の経路を決めておくことが望ましい）

防災関連施設の場所（消防署、まちづくりセンター等）

消火栓の場所

安否確認を行う単位（エリア）

【防災マップのイメージ】



実際にまちを歩いて危険と思われる箇所などを確認することも有事のときに役立ちます。

Good!

藤野地区ではこんな取組みをしている団体があります！

【藤野地区民生委員児童委員協議会の取組み】

藤野地区民生委員児童委員協議会では、災害時に支援が必要な高齢者の所在地を記載したマップを作成し、安否確認に役立てています。

また、民生委員が地区ごとにお互いの担当地域のマップを共有し、担当者不在時にも別の担当者が対応できる体制をとっています。

(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施

災害時に適切な行動をとるためには、日頃から災害が発生した時の行動を意識しておくことが必要です。

藤野地区での災害による犠牲者をなくすためには、地域の防災訓練に多くの方が参加し、災害時の行動を確認できるような訓練を行うことが重要です。



藤野地区で実施しておくべき訓練

地震を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	地震が発生した直後の避難場所、避難経路などを確認する訓練です。災害時に支援が必要な方を避難場所まで誘導する訓練なども含まれます。
安否確認訓練	災害発生時に速やかに住民の安否を確認する訓練です。あらかじめ決めておいた手段が災害時にうまくいくのかを確認します。避難誘導訓練と合わせて実施するとより効果的です。
初期消火訓練	地震が発生した際は、同時多発的に発生する火災等に対応するため消防などの到着が遅くなります。そのときの住民による消火活動を訓練します。
避難所運営訓練	地震により自宅が倒壊したときなどは、避難所で生活することになります。避難所をどのように使っていくのか、備蓄品を活用した仮設トイレの組み立てや炊き出しの方法などを確認します。

土砂災害を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	土砂災害から身を守るためには、早めの避難が必要です。避難をするタイミングや風水害時避難場所までの安全な避難経路などを確認します。
情報伝達訓練	避難者の人数や避難した場所などは、市などの関係機関に連絡する必要があります。単位自主防災組織から連合自主防災組織、連合自主防災組織から市への連絡体制などを確認します。

災害により集落が孤立したことを想定した訓練

訓練項目	訓練内容
情報伝達訓練	孤立対策推進地区には電話が使えない時にも使用できる「衛星携帯電話」が配備されているので、その使い方を確認します。
備蓄機材の取扱い訓練	孤立対策推進地区には、衛星携帯電話のほか、チェーンソーや救助工具セットなどの機材を備えています。その取扱い方法も確認します。

その他の訓練

防災訓練は多くの方が参加して災害時の行動を確認することが重要です。また、時には楽しみながら災害のことを考えることも地域の防災力を高めるための一つの方法です。

そのためには防災訓練にレクリエーション機能を持たせた訓練なども検討する必要があります。例えば、運動会と防災訓練を融合させた「防災運動会」や避難所での宿泊を体験する「避難所キャンプ」、地域のイベントと連携した防災訓練などもその一つです。

Good!

藤野地区ではこんな取組みをしている自主防災組織があります！

【佐野川地区の取組み】

佐野川地区では、地域の皆さんが多く集まる「佐野川公民館まつり」と防災訓練を同日に実施することにより、より多くの皆さんに防災活動を体験してもらいました。

(訓練の様子)



【防災訓練の進め方チェックリスト】

手順	内容	具体的な実施事項等
1	藤野地区で想定される災害を確認	P 6「藤野地区における災害」を確認します
2	地域住民がやっておくべき訓練を検討	過去の訓練内容を確認します 想定する災害を決めます 訓練を通じて住民に伝えたいことを検討します 市（まちづくりセンター、消防署等）に相談します
3	訓練の目的（テーマ）を決める	訓練を通じて、最も住民に伝えたいことを決めます
4	訓練の日時・場所を決める	自治会の都合等を勘案して日にちを決める 訓練の時間を決める 他の行事と合わせて実施することも検討する 訓練を実施する場所を決める 事前の予約が必要な施設は予約する
5	訓練の対象者を決める	訓練目的に合わせて訓練対象者を決める 訓練の指導者（消防署・消防団等）を決める 関係機関（市、警察等）の参加の必要性を検討する
6	必要な資機材を決める	自主防災組織の備蓄品を確認する 必要な物品の準備を市に依頼する
7	市に申請書を提出する	防災訓練等実施申請書を消防署に提出する
8	住民に周知する	資料を作成し、回覧板等で対象者に周知する
9	事前の調整をする	消防署等と訓練の内容について事前に調整する 自主防災組織内での役割分担を決める
10	訓練を実施する	訓練を実施
11	訓練を検証する	訓練でよかったこと、改善が必要なことなどを確認し、次回の訓練に反映する

(4) 継続的に藤野地区の防災力を向上させる取組み

ステップ 隊長などの防災教育

自主防災組織の隊長への防災教育

次世代のリーダー（30代・40代）への防災教育

学生への防災教育

災害発生時や訓練のときにリーダーとなる自主防災組織の隊長や次世代のリーダーを対象に、災害に関する知識をより一層深めるための研修等を実施します。また、隊長に変更があった場合についても、旧隊長から新しい隊長に対して、これまでの取組み状況、課題となっている事項を引き継ぎます。

地震や風水害に関する基礎知識を深めるため、市が行っている「生涯学習まちかど講座」を利用するなどして、研修などを行います。

ステップ 各地区の取組みを知る

藤野地区の防災力を向上させるためには、他の地域の取組みを参考にして取り入れることも必要となります。

藤野地区内での取組みを相互に共有するため、広報誌や訓練発表会などを通じて、取組み状況を確認します。

広報誌の発行

防災をテーマにした広報誌を定期的に発行し、配布します。

訓練発表会の開催

地域で実施した訓練の内容を発表し合い、それぞれの取組みやアイデアを共有します。

ステップ 藤野地区防災計画を見直す

災害時や訓練時にうまくいかなかったことなどは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

藤野地区では、年1回以上、この計画の内容を確認する機会を設け、必要に応じて修正を行います。

計画を修正する場合

計画の内容に影響のない軽微な修正（名称の変更など）は、適宜、修正を行い、地区連合自主防災組織の隊長やまちづくり会議等に報告します。

計画内容の変更を伴う修正については、自主防災組織の隊長などで内容を検討し、まちづくり会議へ付議し、意見を聞きます。

藤野地区防災計画検討協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は藤野地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、藤野地区防災計画の策定に際し、藤野地区の防災活動の方向性等について、会議等で検討し、その結果を計画書としてとりまとめ、同地区における隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、別表に定める藤野地区連合自主防災組織の役員及び単位自主防災組織の代表者から構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会の会長は藤野地区連合自主防災組織の隊長、副会長は同組織の副隊長とする。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長により指名された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議の議論等において個別の情報等を取り扱うことがあるため、会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年3月13日から施行する。

別表（第3条関係）

地区名等	組織名等
藤野地区連合自主防災組織	隊長
	副隊長
	防災専門員
吉野	吉野地区自主防災組織
小淵	藤野台自主防災組織
	藤野自主防災組織
澤井	栃谷地区自主防災組織
	日野自治会自主防災組織
日連	日連地区自主防災組織
名倉	大刀自治会自主防災組織
牧野	篠原牧馬地区自主防災組織
	菅井地区防災会
佐野川	御霊自治会自主防災会
	和田自主防災部会

別則

会則第7条に基づき別に定める事項について

- 1 藤野地区防災計画検討協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び緑区役所藤野まちづくりセンターに置く。

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 3月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 3月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 8月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年11月	藤野地区防災計画の策定
関係団体への説明会議	平成27年11月	藤野地区防災計画の説明
自治会長会議	平成27年11月	藤野地区防災計画の説明
第6回計画検討協議会 兼 連合自主防災組織全体会	平成27年12月	藤野地区防災計画の説明